

賦課金（組合費）について（土地改良法第36条）

窓口納付の方は **5月7日(火)** までに納めてください。
 口座振替の方は **5月7日(火)** が振替日です（必ず残高確認してください）

納期日を過ぎますと、延滞金が発生します

- ・口座振替領収済通知書（ハガキ様式）の発行は平成31年度より廃止され、通帳記帳をもって領収に代えさせていただきます。
- ・書面による証明が必要な方には、別途発行いたしますので、土地改良区までご連絡ください。

平成31年度の賦課金（組合費）

1,000 m²当り 3,000円

【算出方法】賦課面積×単価＝賦課金

組合費の納入は、

便利なJA(農協)・ゆうちょ銀行(郵便局)の
 口座振替をご利用ください

【取扱金融機関】JA太田市・JA邑楽館林・

JA新田みどり・JA足利・ゆうちょ銀行

- ◆土地改良区では、6月30日をもって未納者の方々へ督促状を発送いたします。
 7月1日以降に納付される場合は、督促手数料が加算されますので、ご注意ください。

◆賦課金未納・滞納について◆

賦課金の未納・滞納は土地改良区の運営に大きな影響を与えます。負担の公平性を保つため、未納・滞納対策を実施しています。当土地改良区では、地域の代表者（役員・総代）の協力を得て、電話による催促、戸別訪問等を行い、納付のお願いをしています。

現在、悪質と判断されるなどの組合員に対し、踏み込んだ対応(法的措置等)の取り組みを進めています。特別な事情により、分納、一部納付等でご相談されたい場合は、当土地改良区会計課までご連絡ください。

農地が異動になった場合は、届出が必要です（土地改良法第43条）

- ◎農地の売買・貸借・贈与・交換などをしたとき。
- ◎農業者年金受給のため経営移譲したとき。
- ◎生前贈与または、組合員死亡により名義変更したとき。

このような変更があるときは

『**資格異動届**』を提出してください。
 （次ページの様式をご利用ください）



- ◎田を宅地等に転用したとき。
- ◎田を公共事業用地として転用したとき。
 （道路・公園・河川等）
- ◎田を畑に転用したとき。

このように田を転用するときは

『**農地転用届**』を提出してください。
転用面積に応じ決済金がかかります
 （土地改良法第42条）

平成31年度の決済金

1m²当り 166円

内 訳

経常決済金.....1m²当り 164円

県営団体営決済金 1m²当り 2円

- お困りの点がございましたら、各地区を担当している総代の方にもご相談ください。